解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

北九州市八幡西区幸神四丁目二番一二号

有限会社くらしの友の会

清算人　小川　勉

解散公告

当社は、総社員の同意により平成二十八年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

福岡県春日市春日原北町二丁目一三番地一

合同会社アコール

清算人　奥膳　優子

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

北九州市八幡西区野面三二二番地一

株式会社ＮＢＳ

（旧商号　株式会社ナベシマ）

代表清算人　鍋島　雅英

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

福岡市城南区松山二丁目四番一四号

株式会社グロウス

代表清算人　村山　充

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

佐賀県佐賀市長瀬町三番一八号

有限会社ツルカメ薬局

清算人　島田　智子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

熊本県菊池市七城町山崎一一二番地

ＮＰＯ法人菊池川流域環境ネットワーク

代表清算人　倉原　省仁

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

宮崎県宮崎市橘通東二丁目一〇番一号

公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

代表清算人　内田　欽也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

沖縄県那覇市松山二丁目二一番一二号

有限会社ライジングコーポレーション

代表清算人　上原　弘

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年九月七日恵庭市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

北海道恵庭市恵み野北三丁目一番一

恵庭市恵み野駅西口土地区画整理組合

代表清算人　灘本　哲雄

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十八年八月十八日青森県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一番地

藤崎町土地開発公社

代表清算人　五十嵐　晋

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年九月十日開催の第八十四回定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

東京都千代田区三崎町二丁目九番一二号

全日本造船機械労働組合

代表清算人　永田　利治

解散公告（第一回）

当組合は、臨時組合総会の決議により平成二十八年九月三十日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

東京都台東区蔵前四丁目一三番四号

蔵前自動車整備協同組合

清算人　宮崎　賢治

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

新潟県新潟市中央区上大川前通六番町一一七八番地一

新潟県病院厚生年金基金

清算人　西野　勲

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

兵庫県神崎郡市川町神崎九二　薬師寺

清算人　久司　宗浩

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

宮崎県東臼杵郡門川町東栄町三丁目六番地一四

宗教法人新生之園

清算人　門川磨智子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成十一年八月九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

沖縄県糸満市潮崎町一丁目一番地

清算法人糸満市喜屋武土地改良区

代表清算人　徳嶺　嘉祥

解散公告（第二回）

当公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第二十二条の規定により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

京都府南丹市園部町小桜町四七番地

南丹・京丹波地区土地開発公社

清算人　寺尾　豊爾

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年八月二十二日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月三日

大阪府四條畷市中野本町一番一号

四條畷市土地開発公社

代表清算人　森川　一史